

プロジェクト名：捜査、取調べ、刑事裁判の憲法学的再検討 ―供述の強要の限界―

プロジェクト代表者：氏名 川又伸彦（経済学部・教授）

## 1 研究の目的

犯罪の捜査、取調べ、刑事裁判について、憲法学的に再検討することである。刑事手続は、従来、必ずしも憲法学では十分な考察がなされておらず、刑事訴訟法学の成果を追認する傾向があった。しかし、これでは、本来法律を統制するはずの憲法が、逆に法律によって規定されるという、逆転現象をもたらすことにもなる。本研究は、憲法の許容する捜査、取調べの方法、憲法の求める刑事裁判のあり方を解明し、これに基づいて現行の刑事手続全般を再検討する事を目的としている。

プロジェクト研究対象年度である2009年度（以下「プロジェクト年度」）は、足利事件などで注目されている取調べのあり方、とくに供述の強要の限界を考察するに重点をおいた。

## 2 研究の進め方

基本的には、テーマに関連する文献の調査・研究である。独文文献については、日本で入手できるものは限界があるため、ドイツにおける調査が不可欠である。また、ドイツの研究者との意見交換も、とくに独文文献の理解を深めるために重要である。

文献は、プロジェクト年度では、日独の憲法及び刑事訴訟法に関する基礎的な文献を収集することに重点をおいた。しかし、後述のシンポジウムでの報告準備のため、一部個別の問題に関する文献の購入も行った。また、シンポジウムにおいて、ドイツ人との意見交換も行った。

## 3 研究の経過及び成果

プロジェクト年度の当初は、研究計画に従い、刑事手続のうちでとくに問題となる取調べについて重点的に研究を開始した。考察の素材として予定していた、日本の判例（いわゆる「踏み字」などが問題となった鹿児島志布志事件、あらたに判断が下された足利事件）にかかわる文献などを調査・研究していた。ところが、2009年9月にフライブルク大学で行われるシンポジウムでの報告を担当することとなったため、研究の対象を拡大することとなった。すなわち、日本におけるテロ対策一般の憲法問題を考察するなかで、テロリストなどの犯罪者を取り調べる際の問題も検討することになった。

本プロジェクトと関連する報告の要旨部分は、およそ次のとおりである。

国際的な傾向として、テロに対する対策を理由に警察の捜査・取調べ権限は拡大強化されている。とくに、テロなどの凶悪犯罪は、引き起こされてしまうと被害が深刻であるために、未然に防止するための予防策の必要性が指摘されている。しかし、そのような予防策は、従来人権制約の理由とされてきた人権行使をもたらす重大な具体的危険の発生をまたずに、人権を制約することを正当化しようとするものであり、人権保障にとって、極めて危険な状況である。同じように、取調べにおいても、犯罪の重大性とはかりにかけて、犯罪が凶悪である場合はそれに比例して取調べにおける供述の強要の許容性も拡大すると考えることは、安易に認めるべきではない。

ドイツにおいては、実効的なテロ対策に好意的な学説が有力のため、批判的な意見、質問を受け、これに対する応答のなかで、新たな知見を得、またより考察を深めることができた。

なお、このシンポジウムの内容は、ドイツで出版される予定であり、計画が進んでいる。当初は、日本

での出版の計画もあり、このため日本語での報告内容の公表は控えていたが、計画が当分具体化しそうにないので、供述強要に関する部分を経済学部社会科学論集に掲載するべく準備中である。

なお、本プロジェクト研究により考察が深まったこともあって、プロジェクト研究のテーマを含む、犯罪の捜査、取調べ、刑事裁判について、憲法学的に再検討する研究が、2010年度の科研費補助金の研究課題として採択された。